

明るい選挙推進機関紙



白ばら

号 外

平成29年10月10日発行
小千谷市選挙管理委員会

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

満18歳以上の方が投票
できます



投票日／10月22日(日)

投票時間／午前7時～午後8時

(一部の投票所は午後4時、午後6時または午後7時まで)

投票所の入場券は、 10月10日(火)頃までにお手元に届くように郵送しました

○世帯主宛てに郵送します

圧着したはがきを世帯主宛てに郵送しました。はがきを開くと、1世帯につき最大4人までの入場券が印刷されています。早めに開封し、氏名などをご確認ください。投票の際、入場券は各自切り取って投票所へお持ちください。

○宣誓書欄を記入してください

期日前投票を行う際は、入場券の期日前投票宣誓書欄に、あらかじめ必要事項を記入してお持ちください。

衆議院議員総選挙 投票所入場券		対照印
最高裁判所裁判官国民審査		
投票日時	平成29年10月22日 午前 時～午後 時まで	
投票区第	投票区	投票所
名簿番号	氏名	性別
小 比 国		整理番号
期日前投票宣誓書 ※投票所で当日投票される方は記入不要です。		
私は、投票日当日、下記の事由に該当する見込みであることを誓います。		
小千谷市選挙管理委員会委員長 あて 平成 年 月 日		
住所	小千谷市	
氏名	生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
事由	※該当する番号を○で囲んでください	
1 仕事・学業など	3 病気・出産など歩行困難	5 他市区町村に住所移転
2 外出・旅行・滞在など	6 天災・悪天候で到達困難	

期日前投票の際は
この部分を記入!

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙

小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの選挙によって議員を選びます。

●小選挙区選出議員選挙

1選挙区から1人の議員を選びます。投票用紙には候補者名を書いてください。

●比例代表選出議員選挙

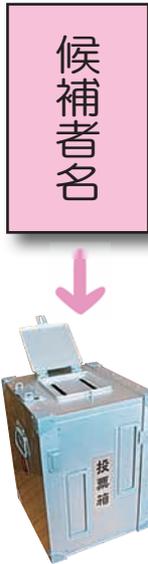
全国で11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、各政党等の得票数に応じて議員を選びます。投票用紙には政党等の名称を書いてください。

最高裁判所裁判官国民審査

衆議院議員総選挙が行われる際には、同時に最高裁判所裁判官の国民審査が行われます。国民審査の投票用紙には、今回審査を受ける最高裁判所の裁判官の氏名が書いてあります。やめさせたいと思う裁判官だけ、その氏名の上の欄内に×印を書いてください。やめさせたいと思う裁判官がない場合は、投票用紙に何も書かずに投票箱に入れてください。

投票の順序

① はじめに小選挙区選挙の投票をします。ピンク色の投票用紙に候補者名を書いて投票します。



② 次に比例代表選挙と国民審査の投票をします

▽比例代表…あさぎ色の投票用紙に政党等の名称を書いて投票します。
▽国民審査…うぐいす色の投票用紙に、やめさせたい裁判官があれば×印を書き、いなければ何も書かずに投票します。

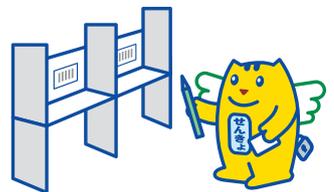


同じ投票箱に入れてください

投票できる方

今回の選挙では、次の要件を満たしている方が投票できます。

- ① 日本国民で、平成11年10月23日以前に生まれた方
- ② 平成29年7月9日以前から引き続き小千谷市に住所があり、選挙人名簿に登録されている方
- ③ 法令で定める欠格事由に該当してない方



住所を移転した方はご注意ください

●市内に転入した方

平成29年7月10日以降に市内に転入した方は、小千谷市では投票できませんが、前住所地で投票できる場合があります。詳しくは前住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

●市外へ転出した方

平成29年6月10日までに市外へ転出した方は、小千谷市では投票できません。平成29年6月11日以降に市外へ転出した方は、新住所地の選挙人名簿に登録されていなければ、小千谷市で投票できません。

●市内で転居した方

平成29年9月27日までに市内転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できます。平成29年9月28日以降に市内転居の届出をした方は、前住所地の投票所で投票できません。

期日前投票はお早めに

仕事やお出かけなどで、投票日当日に投票所で投票できないと見込まれる方は、次のとおり期日前投票ができます。期日前投票は、土・日曜日でも行うことができます。

場所	期間	時間
市役所1階 談話室	10月11日(水) ～21日(土)	午前8時30分 ～午後8時
片貝総合 センター	10月16日(月) ～21日(土)	午前8時30分 ～午後5時

■持ち物／入場券

※入場券の「期日前投票宣誓書」欄に、あらかじめ必要事項を記入してお持ちください。
※印鑑は必要ありません。

■期日前投票ができる方

- ①投票日に、仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ②投票日に、旅行や病人の看護などにより、投票区の区域外に滞在する予定がある方
- ③病気や出産などで歩行が困難な方

不在者投票をご利用ください

●市外での不在者投票

在学や仕事などで投票日当日や期日前投票期間に市内にいない方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。郵送などにより手続きを行うための時間がかかりますので、お早めに小千谷市選挙管理委員会へご確認ください。

●病院などでの不在者投票

新潟県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム

などに入院・入所中の方は、その施設内で不在者投票ができます。市内の指定施設は次のとおりです。

- ◆小千谷総合病院
- ◆小千谷市養護老人ホーム
- ◆小栗田の里
- ◆春風堂
- ◆水仙の家
- ◆小千谷さくら病院
- ◆おぢやさくら
- ◆ケアハウスひら
- ◆ときみずの家
- ◆片貝さくら
- ◆千谷島の家
- ◆つつじガーデン
- ◆モス・コーラ

●郵便などによる不在者投票

次の要件に該当する方は、郵便などにより在宅で不在者投票をすることができます。



- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、両下肢・体幹・移動機能の障がいがある1級または2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいがある1級または3級、免疫・肝臓の障がいがある1級から3級までのいずれかに該当する方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方で、両下肢・体幹の障がいがある特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいがある特別項症から第3項症までのいずれかに該当する方
- ③介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

いる方

※郵便などによる不在者投票を行う場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

郵便等投票証明書はいつでも交付できますので、該当すると思われる方はお早めに小千谷市選挙管理委員会へお問い合わせください。



郵便などによる不在者投票の投票用紙などの請求期限は10月18日(水)（投票日の4日前まで）です。

選挙公報・審査公報を配布します

選挙公報と審査公報は、10月16日(月)～20日(金)に各町内会を通じてお配りする予定です。お手元に届かないときは、小千谷市選挙管理委員会へご連絡ください。

開票会場などのお知らせ

衆議院議員総選挙・国民審査における小千谷市の開票会場は、小千谷市総合体育館サブアリーナです。

開票開始日時は10月22日(日)の午後9時を予定しています。



ホームページでの開票速報

開票状況をホームページで速報します。最初に午後10時現在の開票状況を掲載し、その後は約30分ごとに更新する予定です。



投票区の投票所、区域と投票時間

各投票区の投票所などは、下表のとおりです。投票時間は、午前7時～午後8時ですが、一部の投票所は、投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので、該当区域の方はご注意ください。

なお、投票所の位置マップを市ホームページに掲載しています。

■投票所が変わる投票区

▷上沢、万年、栗山、本村、干三、源藤山、石名坂、中山（真人）にお住まいの方は、真人住民センターから真人ふれあい交流館に変わります。

▷田代、外之沢にお住まいの方は、外之沢集会所から岩山池之又集落センターに変わります。

投票区	投票所	区域（町名）	投票時間
第1	小千谷小学校西屋内運動場	上ノ山、土川、本町、平成、稲荷町、元町、日吉、船岡、栄町、若葉	午前7時～午後8時
第2	東小千谷体育センター	旭町、元中子、信濃町、山寺、木津団地、東栄、津山町	午前7時～午後7時
第3	種生集落開発センター	種生、横渡	午前7時～午後8時
第4	木津公会堂	木津町	午前7時～午後7時
第5	西中集落開発センター	山本、西中	午前7時～午後6時
第6	元池ヶ原保育園	池ヶ原、古田、池中新田	午前7時～午後7時
第7	塩殿ふれあいセンター	坪野（上）、細島、塩殿、卯ノ木	午前7時～午後6時
第8	上片貝公会堂	上片貝	午前7時～午後7時
第9	吉谷小学校	打越、上村、水口、滝谷、藤田沢、高畑、茶合、四ツ子、谷内	午前7時～午後6時
第10	二俣遯入集落開発センター	二俣、遯入	午前7時～午後8時
第11	小千谷市役所談話室	千谷川、城内、平沢	午前7時～午後6時
第12	山谷交流センター	山谷、坪野（下）	午前7時～午後8時
第13	西部開発センター	桜町（上）・（中）・（下）	午前7時～午後7時
第14	城山開発センター	時水、両新田、藪川	午前7時～午後8時
第15	千谷センター	千谷	午前7時～午後6時
第16	三仏生多目的集会センター	三仏生	午前7時～午後8時
第17	小栗田多目的センター	小栗田	午前7時～午後6時
第18	川井住民センター	川井本田、新田、真皿	午前7時～午後6時
第19	内ヶ巻集落開発センター	内ヶ巻	午前7時～午後6時
第20	冬井集会所	冬井、戸屋	午前7時～午後6時
第21	浦柄公会堂	浦柄	午前7時～午後6時
第22	金倉会館	中山（東山）、小栗山	午前7時～午後6時
第23	朝日倶楽部	朝日、寺沢	午前7時～午後6時
第24	東山住民センター	岩間木、首沢、荷頃	午前7時～午後6時
第25	蘭木ふれあいセンター	蘭木	午前7時～午後6時
第26	塩谷集落開発センター	塩谷	午前7時～午後6時
第27	岩沢住民センター	桂、山谷（岩沢）	午前7時～午後6時
第28	市ノ口公会堂	市ノ口	午前7時～午後4時
第29	岩山池之又集落センター	岩山、池之又、田代、小土山、外之沢	午前7時～午後4時
第30	大池ふるさとセンター	大崩、池之平	午前7時～午後7時
第31	真人ふれあい交流館	上沢、万年、栗山、本村、干三、源藤山、石名坂、中山（真人）	午前7時～午後6時
第32	克雪管理センター	芋坂、時之島	午前7時～午後4時
第33	市之沢クラブ	市之沢	午前7時～午後6時
第34	真人北部地域農業者等就業促進施設	山新田、芹久保、若栃、北山、孫四郎	午前7時～午後8時
第35	片貝総合センター	一之町一区～五区、二之町、茶畑、町裏、表三之町、稲場、屋敷、四之町、高見、新屋敷、五之町、八島、沼田、山屋	午前7時～午後7時
第36	高梨振興会館	高梨、五辺	午前7時～午後6時
第37	池津農村改善センター	池津	午前7時～午後6時
第38	鴻巣町会館	鴻巣	午前7時～午後6時